

八街市行財政改革プラン

(平成23年度～26年度)

八 街 市
平成23年3月

目 次

はじめに	1
I 八街市の財政状況について	2
(1) 収支の状況	2
(2) 市税収入及び地方交付税の状況	3
(3) 市税と義務的経費の状況	4
(4) 市債残高の状況	5
(5) 基金残高の状況	6
II 行財政改革プランの目的及び基本方針	7
III 行財政改革プランにおける取り組みについて	8
1. 歳入の確保	8
(1) 市税等の確保	8
(2) 受益者負担の適正化	8
①下水道使用料	9
(3) 財産の有効活用	9
2. 歳出の見直し	9
(1) 人件費の見直し	9
①職員定員の適正化	9
②給与費等の抑制	9
③非常勤特別職報酬及び報償の見直し	10
(2) 事務経費等の見直し	10
(3) 個別事業の見直し	10
①補助金	11
②扶助費	11
③投資的経費	11
(4) 公共施設の運営・管理体制の見直し	12
3. 効率的な行財政運営	12
(1) 効率的な行財政運営の推進	12
(2) 職員の意識改革	12
(3) 広域行政の推進	12
4. 窓口サービスの充実	13
(1) 電子自治体の構築	13
(2) 総合窓口の研究	13
5. 市民と行政の協働の推進	13
(1) 協働の実践に向けた啓発の推進	13
(2) 協働の仕組みづくりと協働事業	14
6. 行財政改革プランの推進について	14
取組項目一覧	15

はじめに

我が国の経済情勢は、百年に一度といわれる世界的な金融危機を受け、景気の後退、雇用情勢の悪化など先行きが不透明な状態が続いておりましたが、最近の景気は、着実に持ち直してきているものの、なお自立性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあります。

本市の財政状況においても、歳入面では平成19年度から三位一体改革に伴う国から地方への税源移譲が行われたところですが、所得の低迷、個人消費の低下による税収の伸び悩みが続いており、また歳出面では扶助費が着実に増加し、公債費についてもこれまで以上に上昇することが予想されるため、大変厳しい状況が続いています。また市民の市政への要望が複雑化・高度化し、これまでの組織では対応しきれない課題が増加しています。

本市では、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度から21年度までの5カ年を計画期間とした「八街市集中改革プラン」を策定し取り組んだ結果、一定の成果をあげたところですが、平成22年度についても不断に行財政改革の推進に努め、新市長のもと、新たに平成23年度から26年度までの4年間についての計画を策定しました。

この計画に基づき、さらなる行財政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

I 八街市の財政状況について

(1) 収支の状況

本市における普通会計(※1)決算を見ますと、歳入・歳出ともに平成13年度をピークに減少し、ここ数年はほぼ170～180億円台で推移しています。

基金取崩額は平成16年度に前年度よりも大幅に減となりましたが、平成17年度以降は増加傾向となり、平成19年度では11億8500万円の基金を取り崩しました。それ以降は減少している状況です。

基金取崩額を除く実質収支は平成16年度に改善したものの平成17年度以降はマイナスとなり、当該年度の歳入のみをもって当該年度の歳出を賄うことが困難な状況が続いています。

収支状況の推移（普通会計）

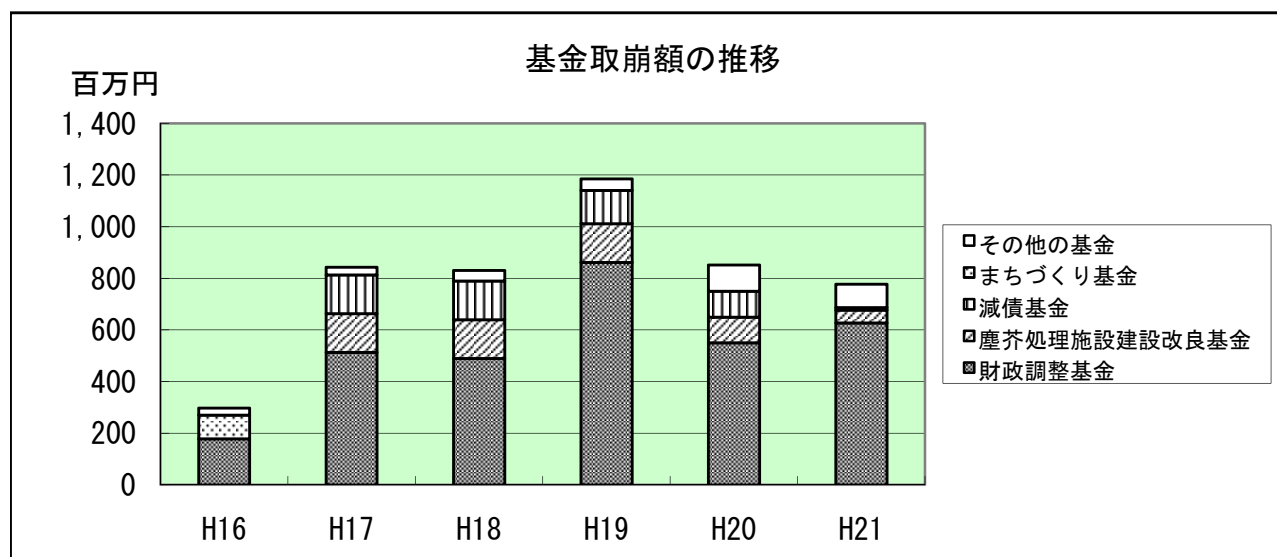
単位：百万円

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
①歳入決算額	18,011	17,694	18,396	17,878	18,904	19,694
②歳出決算額	17,326	17,099	17,819	17,372	17,086	18,883
③形式収支(①－②)	685	595	577	506	1,818	811
④翌年度繰越財源 (※2)	88	120	36	33	1,457	381
⑤実質収支(③－④)	597	475	541	473	361	430
⑥歳入のうち基金取崩額 (※3)	298	843	830	1,185	852	777
財政調整基金	178	513	490	861	550	627
塵芥処理施設建設改良基金		150	150	150	100	50
減債基金		150	150	130	100	10
まちづくり基金	92					
その他の基金	28	30	40	44	102	90
⑥を除く実質収支(⑤－⑥)	299	-368	-289	-712	-491	-347

(※1) 普通会計とは、一般会計に学校給食センター事業特別会計を加えたものです。

(※2) 翌年度繰越財源とは、当該年度内に支出が終わらなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する財源です。

(※3) 基金とは、特定の目的のために積み立てた資金又は財産です。



(2) 市税収入及び地方交付税の状況

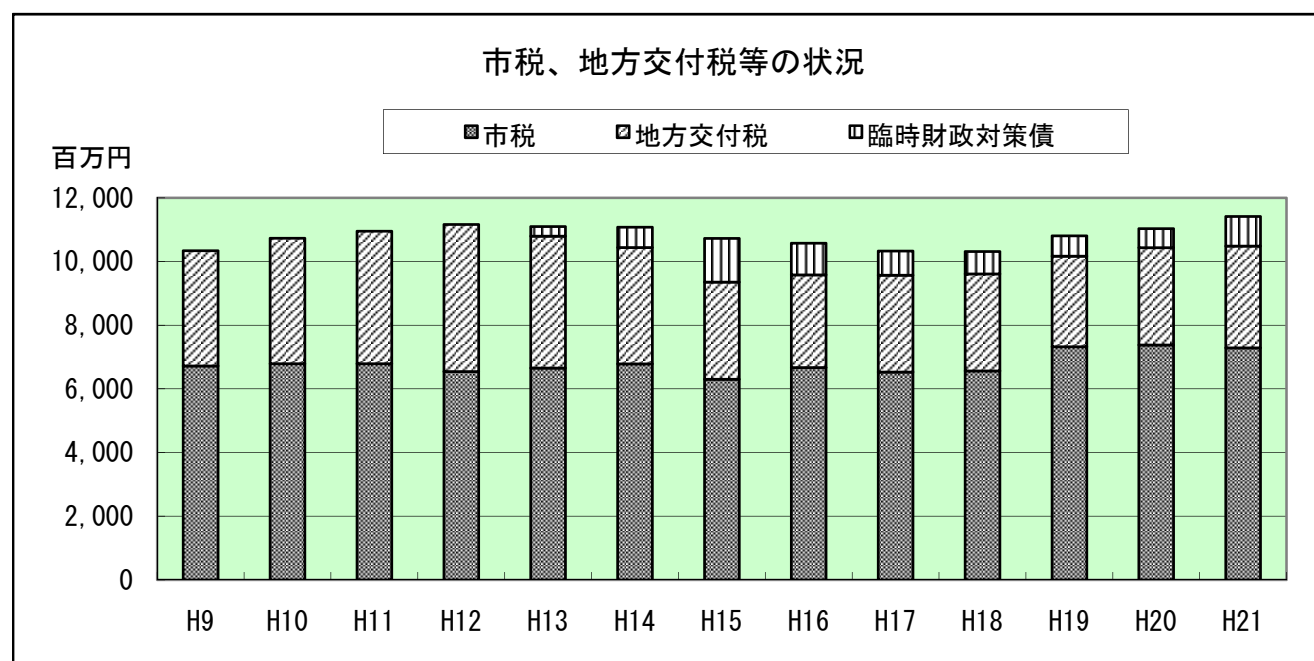
景気の低迷や国の減税政策などにより、市税収入は平成10・11年度をピークにほぼ横ばいの状況が続いていましたが、平成19年度以降は三位一体の改革による国から地方への税源移譲が実施されたことから増加しました。一方、地方交付税は、制度改革により平成13年度から大幅な減となり、また平成15年度以降は三位一体の改革によりさらに減となりました。地方交付税が減少し、地方交付税の振替財源である臨時財政対策債(市債)が、増加(＝市債残高の増加)するという構造的に厳しい状況となっています。

単位：百万円

区分	市税			地方交付税			臨時財政対策債			計		
	決算額	伸率	割合	決算額	伸率	割合	決算額	伸率	割合	決算額	伸率	割合
平成9年度	6,722	100	43%	3,615	100	23%				10,337	100	66%
平成10年度	6,792	101	42%	3,940	109	24%				10,732	104	66%
平成11年度	6,792	101	40%	4,159	115	24%				10,951	106	64%
平成12年度	6,543	97	36%	4,619	128	25%				11,162	108	61%
平成13年度	6,655	99	31%	4,140	115	19%	303	100	1%	11,098	107	51%
平成14年度	6,785	101	33%	3,655	101	18%	638	211	3%	11,078	107	54%
平成15年度	6,304	94	32%	3,052	84	15%	1,371	452	7%	10,727	104	54%
平成16年度	6,668	99	37%	2,914	81	16%	992	327	6%	10,574	102	59%
平成17年度	6,530	97	37%	3,042	84	17%	759	250	4%	10,331	100	58%
平成18年度	6,566	98	36%	3,045	84	17%	705	233	4%	10,316	100	57%
平成19年度	7,325	109	41%	2,845	79	16%	639	211	4%	10,809	105	61%
平成20年度	7,380	110	39%	3,055	85	16%	599	198	3%	11,034	107	58%
平成21年度	7,289	108	37%	3,196	88	16%	930	307	5%	11,415	110	58%

※・市税、地方交付税の『伸率』は平成9年度を、臨時財政対策債の『伸率』は平成13年度を100として算出しています。

・『割合』は歳入全体に占める割合です。



(3) 市税と義務的経費の状況

平成9年度の決算額を100とした場合の伸率で比較しますと、市税は平成10・11年度の101をピークにほぼ横ばいの状況にありましたが、平成19年度以降は、三位一体の改革による国から地方への税源移譲により増加となりました。

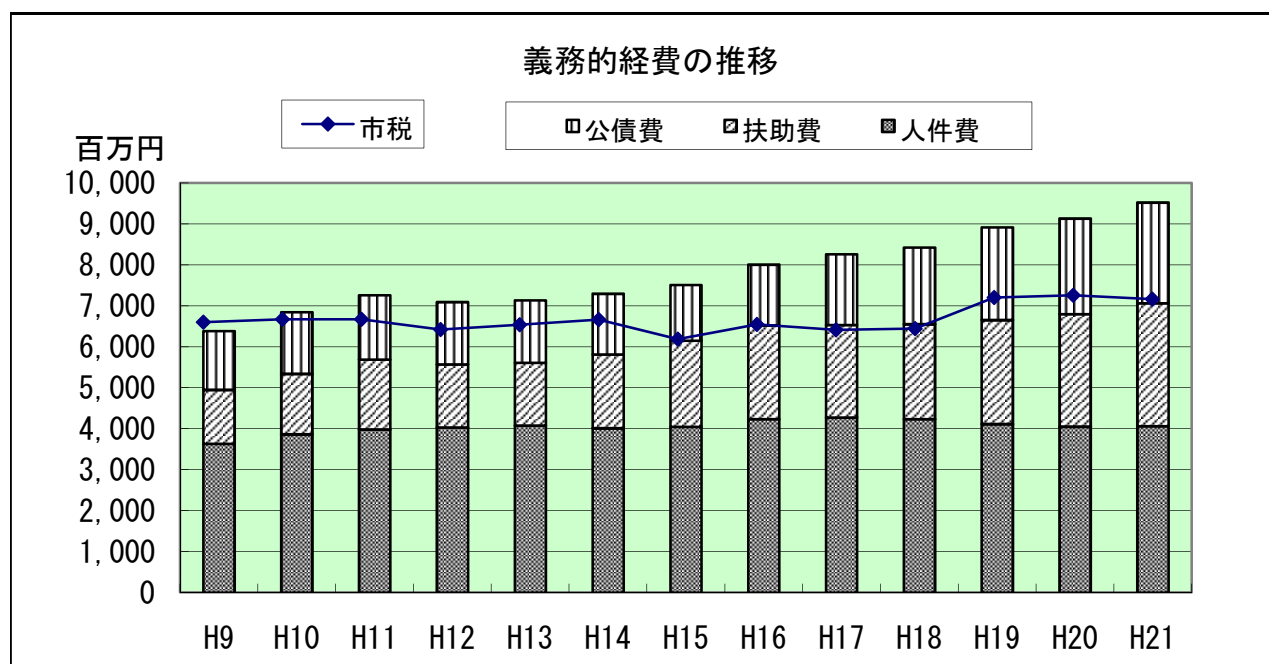
義務的経費のうち人件費は、平成17年度までは増加傾向にありましたが、平成18年度以降は定員適正化計画による人件費の抑制を図ったため、減少傾向となっています。一方で扶助費（生活保護、児童福祉、高齢者福祉など）及び公債費の義務的経費は年々増加し、平成21年度では扶助費228、公債費171と高い伸率を示し、今後も増加傾向が続くと予想され、いずれも財政構造の硬直化を加速させる大きな要因となっています。

普通会計

単位：百万円

区分	市税		義務的経費							
			人件費		扶助費		公債費		計	
	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率
9年度	6,722	100	3,632	100	1,317	100	1,435	100	6,384	100
10年度	6,792	101	3,863	106	1,477	112	1,506	105	6,846	107
11年度	6,792	101	3,982	110	1,706	130	1,570	109	7,258	114
12年度	6,543	97	4,030	111	1,543	117	1,519	106	7,092	111
13年度	6,655	99	4,080	112	1,529	116	1,527	106	7,136	112
14年度	6,785	101	4,013	110	1,801	137	1,482	103	7,296	114
15年度	6,304	94	4,048	111	2,102	160	1,361	95	7,511	118
16年度	6,668	99	4,234	117	2,288	174	1,486	104	8,008	125
17年度	6,530	97	4,276	118	2,258	171	1,725	120	8,259	129
18年度	6,566	98	4,235	117	2,319	176	1,869	130	8,423	132
19年度	7,325	109	4,113	113	2,542	193	2,262	158	8,917	140
20年度	7,380	110	4,051	112	2,750	209	2,333	163	9,134	143
21年度	7,289	108	4,061	112	3,002	228	2,461	171	9,524	149

※『伸率』は平成9年度を100として算出しています。



(4) 市債残高の状況

都市基盤整備等に伴い発行する市債や、臨時財政対策債などの発行により、市債年度末残高は平成13年度以降に急増し、平成15年度には歳入決算額を超え、平成18年度末では235億4600万円に達しピークとなりましたが、平成19年度以降は減少しています。

市債の過度な発行は後年度における負担の増大を招き、財政面へも影響を及ぼすこととなるため、市債の発行は慎重に行う必要があります。

市債残高及び市債発行額の推移（普通会計）

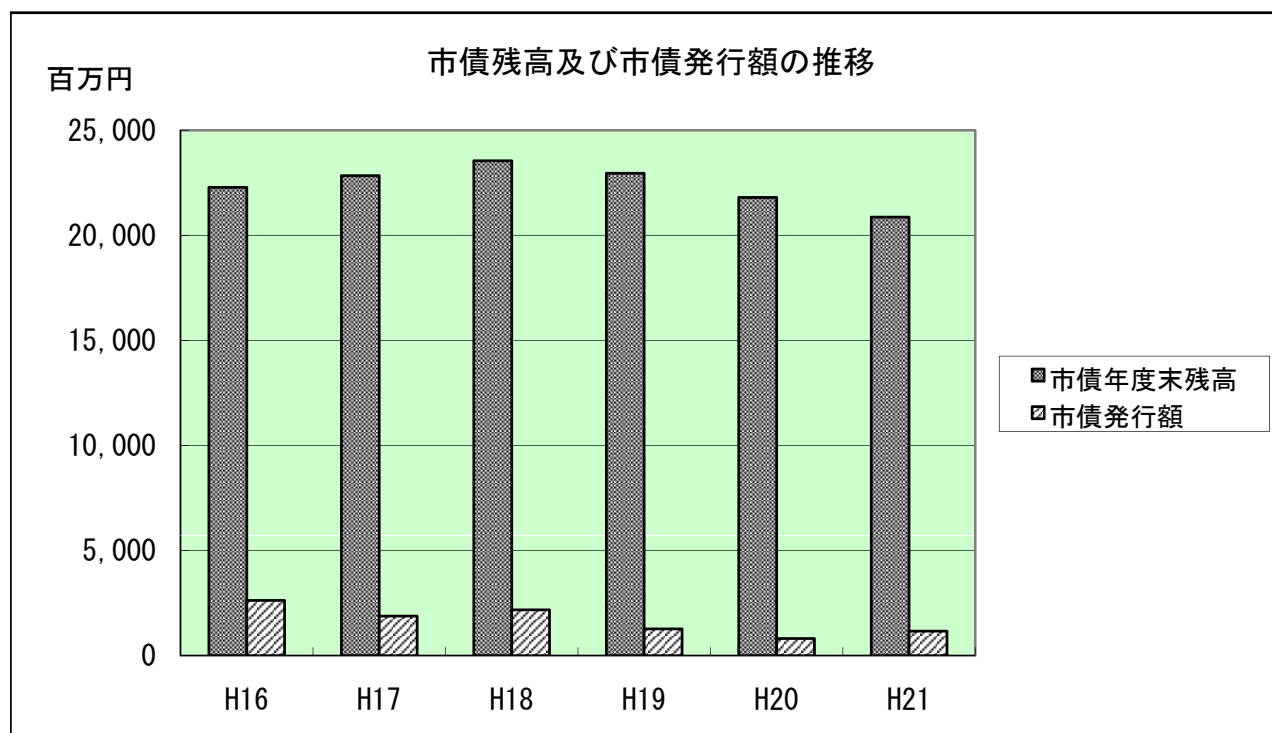
単位：百万円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
①市債年度末残高	22,288	22,843	23,546	22,952	21,806	20,865
②市債発行額	2,628	1,885	2,179	1,273	814	1,168
③歳入決算額	18,011	17,694	18,396	17,878	18,904	19,694
残高と歳入の比較 ①／③	123.7%	129.1%	128.0%	128.4%	115.4%	105.9%
発行額の構成比 ②／③	14.6%	10.7%	11.8%	7.1%	4.3%	5.9%

市債発行額の内訳（上表の②）

単位：百万円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
都市基盤整備等に伴う市債	1,437	1,004	1,407	634	215	238
減税補てん債	199	122	67			
臨時財政対策債	992	759	705	639	599	930
計	2,628	1,885	2,179	1,273	814	1,168



（５）基金残高の状況

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けるものです。例えば、減債基金は市債償還の財源に充てるため、塵芥処理施設建設改良基金は施設の建設改良や市債償還の財源に充てるために設置しています。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ですが、予期しない収入減少や災害等の不測の支出増加に備えておくべきものであり、長期的視野に立った運用を行っていく必要があります。

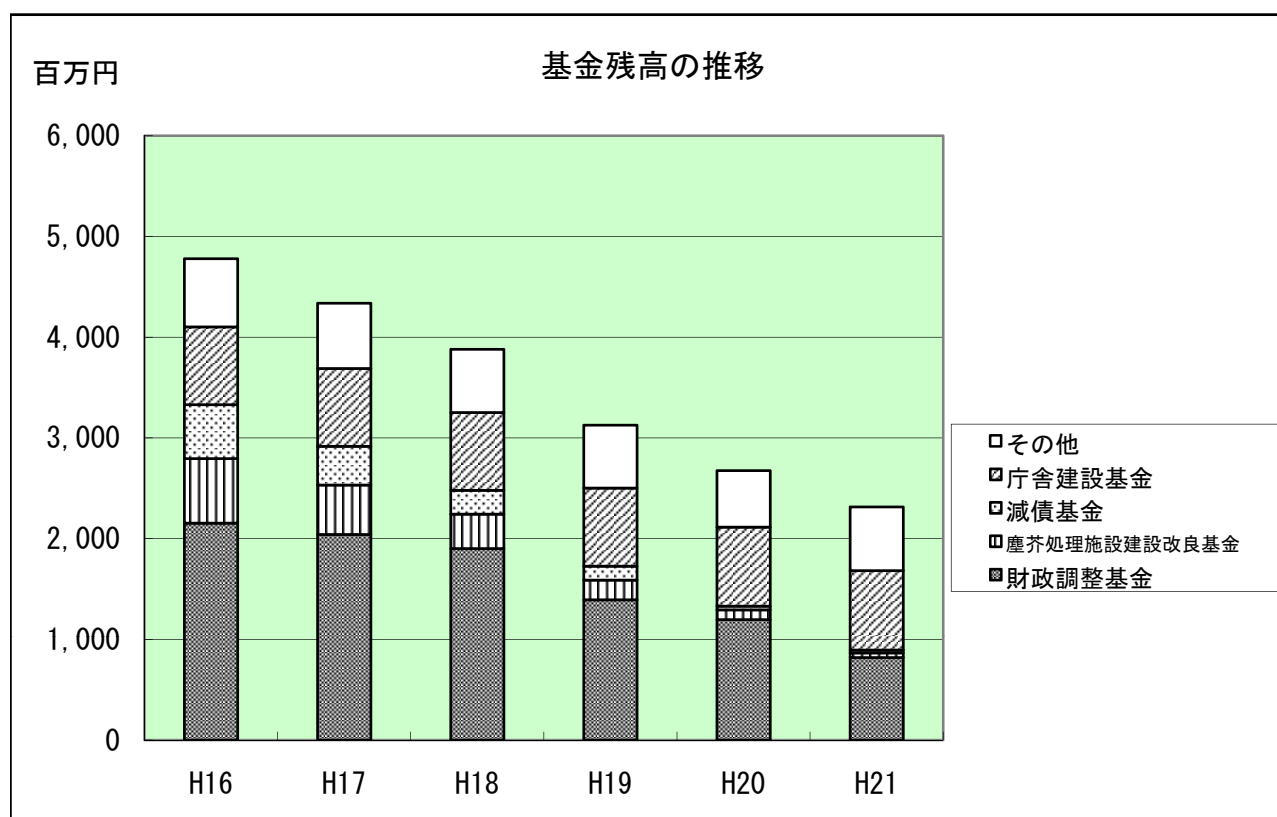
平成15年度、19年度に財源対策のために多額の財政調整基金を取り崩したため、平成21年度末での残高は8億2000万円まで減少し、また基金全体でも23億1600万円となり、平成16年度末残高の48%まで減少しています。

基金の年度末残高

単位：百万円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政調整基金	2,155	2,042	1,902	1,394	1,197	820
塵芥処理施設建設改良基金	641	491	342	195	96	46
減債基金	535	385	236	138	38	29
庁舎建設基金	772	772	773	776	785	788
その他（※1）	678	649	628	624	560	633
計	4,781	4,339	3,881	3,127	2,676	2,316

（※1）その他は、し尿処理基金、用排水路建設改良基金、教育施設建設改修基金、青少年育成基金、地域振興基金、地域福祉基金、まちづくり基金などです。



Ⅱ. 行財政改革プランの目的及び基本方針

国の財政悪化と構造改革への取組み、市町村合併、分権型社会への移行など、本市の行財政を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、大きく変化し、市町村の自主的・自立的な行財政運営が一層求められています。

そこで、限られた財源を重点的・効果的に配分し、効率的な行財政運営を行う観点から、真に必要な行政サービスを提供し、今後とも持続可能な財政運営を図ることを目的に、これまで取り組んだ八街市集中改革プランで掲げた基本方針を継続し、さらに効率的な行財政システムの確立を目指します。

【基本方針】

- ① 安定的な歳入の確保のために、歳入の根幹である市税の確保に努めるとともに、受益者が限定される使用料・手数料等については、公平で相応な受益者負担を実現する。
- ② 現行の事務事業全般にわたり、費用対効果の分析や執行方法等について総点検を実施し、効率的な行財政運営を推進する。
- ③ 市が直接実施するよりも効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、官と民の役割分担を明確にし、民間活力を積極的に活用する。

【実施期間】

平成２３年度から２６年度までの４年間とします。

行財政改革プラン策定にあたっては、事務事業全般にわたり総点検を実施し、歳入項目で５５事業、歳出項目で２８６事業の点検を行いました。この点検結果を基に事業規模や内容、事業の進め方などについての見直しや今後検討が必要と思われるものを取組項目に掲げました。

また、平成２３年度当初予算編成にあたり、この取組項目以外にも、経費の節減に努めました。

Ⅲ. 行財政改革プランにおける取り組みについて

1. 歳入の確保

(1) 市税等の確保

歳入の根幹である市税の収納率は非常に低い水準にあり、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率は、平成10年度に80%（※1）を割り込み、その後も低下傾向が続き、ここ数年は若干回復しているものの、平成21年度では76.9%（※2）という状況にありますので、収納率の低下が財政状況の悪化を招く大きな要因となっています。

また、百年に一度と言われる世界的な金融危機による不況の影響が続く中、本市における法人市民税の調定額は伸びず、また個人住民税も給与等の収入が減少していることから、いずれも収納が伸び悩んでいる状況にあります。

本市では、平成20年9月に副市長を本部長とする「八街市市税等徴収対策本部」を設置し、併せて「市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画」を策定したところです。実施計画では、市税（現年課税分）の平成23年度末の目標収納率を97.0%と設定し、様々な手法を用いて徴収の強化を図り、また市民に対し納税に関しての理解を求めています。

なお、この目標値については、各年度末に施策の実施状況等について検証を行い必要に応じて見直しを行うこととしています。

（※1）平成10年度：現年度課税分及び滞納繰越分 79.5%

現年度課税分 91.9% 滞納繰越分 15.0%

（※2）平成21年度：現年度課税分 94.2% 滞納繰越分 13.1%

(2) 受益者負担の適正化

施設の使用や利用の対価である使用料や、特定の者に対する役務提供の対価である手数料など、行政サービスの受益者が限定されるものについては、その経費を賄うために適正な対価の負担（受益者負担）を求める必要があります。従って、受益者負担が適正を欠いている場合には、公平・公正性の観点から適正な負担を求めていくことが必要となりますので、受益者が限定されるものについては例外なく定期的に見直しを進め、その適正化を図っていくものです。また、現在は無料で行っている行政サービスについても、受益者負担の原則に照らした見直しを併せて行うものです。

①下水道使用料

下水道事業は独立採算性を基本としており、施設の維持管理費と資本費（起債の元利償還金）の合計金額である污水处理費を下水道使用料で賄うことが原則です。しかし、本市の下水道事業は、その地域特性等から污水处理費に対する使用料収入の割合である経費回収率が低く、経営状況が良好でないため、経費回収率の向上と経営状況の改善に資することを目的として下水道使用料の改定を行いました。

（３）財産の有効活用

本市では、これまでも市で所有する財産のうち、未利用であり今後も利活用が見込まれないものや、利用度・効率性が低い行政財産について、維持管理経費削減の観点から、貸付、売却などを行い、財源の確保につなげてきたところですが、今後も所有する財産の必要性を十分検討し財産の有効活用を図ることとします。また基金や歳計現金については、今後も国債の購入などによる確実かつ効率的な運用を行います。

2. 歳出の見直し

（１）人件費の見直し

①職員定員の適正化

本市の職員定員については、平成17年度に策定した定員適正化計画（平成17～21年度）を基本に国の定員モデルを目標として取り組むこととし、先の集中改革プランでは、平成17年4月の職員数608人に対し、平成22年4月の職員数を31人減の577人とする目標を掲げ取り組んだところ、52人減の556人となり、目標を上回る削減となりました。

今後も、市民サービスに影響が出ないよう、また職員に過重の負担がかからないよう、業務量と職員数のバランスに配慮しながら引き続き定員の適正化に努めます。

②給与費等の抑制

常勤の特別職（※1）及び教育長の給料については、平成16年1月1日から平成17年3月31日まで減額措置を実施しましたが、平成17年度から22年度までは、さらに減額を拡大（約4%）し実施しているところです。23年度は市長が7%、副市長が5%、教育長が4%へ減額率をより高めます。

一般職の管理職手当については、17年度に10%の減額を実施し、19年度から

22年度までは、20%の減額を実施していますが、23年度も同様に20%（給与改定により一部管理職は21.2%）の減額を継続します。

なお24年度以降は財政状況をみながら検討していきます。

また地域手当については、月額支給割合5%のところを19年度から20年度までは、特例として3%に削減していましたが、21年度からは給与条例を3%に改正し、恒久的な削減としました。

給与については、今後も人事院勧告等を踏まえ、適正な給与制度の運用を図ります。

（※1）「市長、助役、収入役」。H19.4.1からは「市長、副市長」

③非常勤特別職報酬及び報償の見直し

各種非常勤特別職の報酬については、その勤務形態から年額・月額・日額など、どのような支給方法が妥当であるのか、また委員長・会長と委員の報酬金額に差を設けていることなども含め、他市の体系や金額と比較し適正な金額に見直すこととします。

また謝礼や報償として支払われる報償費についても、金額の見直しを検討します。

（２）事務経費等の見直し

一般事務費や内部管理的な経費の節減・合理化については、これまでも事務事業の見直しやシーリングの実施で一定の成果をあげてきたところです。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげる観点から、施設・設備等に係る費用、消耗品・備品等の費用、外部委託業務などについては、直営、委託、実施方法や回数などあらゆる角度から随時見直しを行い、今後もさらに節減・合理化を推進することとします。

各種契約については、これまでも事務の適性化、契約内容の見直し・適正化を推進し、一般競争入札対象範囲の拡大や契約の統合などについて見直しを行ったところです。今後も節減・合理化が見込めるものについては、契約内容、契約方法を見直ししていくこととします。

また既存の事務については、事務の整理合理化の観点から目的、効果等を客観的かつ総合的に分析し、今後とも事務処理方法等の改善に努めることとします。

（３）個別事業の見直し

社会経済環境が大きく変化し、厳しい財政運営が求められている中で、様々な

市民の要求・要望に応える施策を今後とも継続していくためには、健全財政を維持することが必要です。そのためには、事務事業の見直し・効率化について全庁をあげて取り組み、事務事業の再編成をすることにより、歳入構造の変化に対応した歳出構造の転換を引き続き進めていく必要があります。

そこで、行政評価を取り入れた事務事業の総点検を行い、効率的な行財政システムを構築し、現行の事務事業全般にわたり、事業の必要性について単に過去から継続的に実施されていることをもって判断することなく、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業の統合など、目的、水準、役割分担、費用対効果などの観点から抜本的に見直すこととします。

また、予算執行段階においても設計や執行方法等について見直すなど、常に経費節減を踏まえた検討を行うとともに、年度途中の状況変化により見直しが必要となった場合にも的確に対応し、見直しの機会を失することのないよう不断に取り組むこととします。

見直しの視点は次のとおりです。

①補助金

補助金については、補助対象事業、補助限度額、補助率などを制度化し事業目的を明確にしたところですが、その必要性や効果等を検証し、さらに補助事業の見直し、改善を図ります。また定期的に補助金審査会による審査を実施し、事業の必要性が低いものや、事業主体の自主性・主体性の発揮が見込めないものは廃止します。

②扶助費

平成9年度と平成21年度で扶助費決算額を比較しますと約2.3倍と著しく増加しており、財政構造硬直化の大きな要因となっています。このことから、国・県の基準を超えて行っているもの、他市の水準と比較して突出しているもの、効果や必要性が乏しいものなどについて、今後も継続していくべきサービスであるのか、その水準が適切であるのかを見極めて合理化を進めます。

③投資的経費

投資的経費については、事業の目的、内容、費用対効果などを検証し、着手時期や事業規模の見直しを行うことで事業費の縮減を図るとともに、市債の発行を抑制していく必要があります。

そこで現在の厳しい財政状況を踏まえ、主に維持補修を中心に実施することを基本として、新規事業については安易な事業採択は行わないものとし、緊急

性や必要性、費用対効果などの観点から取捨選択を行い、優先順位を付けて計画的に実施することにより投資的経費の縮減を図ることとします。

(4) 公共施設の運営・管理体制の見直し

厳しい財政状況を迎えているなかで、公共施設の維持管理費や維持補修費などが財政を圧迫する要因の一つとなっていることから、市民ニーズと費用対効果を踏まえながら、公共性と行政責任が確保できるもののうち、サービスの向上や効率的・効果的な管理運営が見込めるもの、また市が自ら行う必要がないと認められるものなどについて外部委託の推進を図ります。

外部委託にあたっては、それぞれの施設の目的や性質を考慮しながら、外部委託することが利用される市民の方々にとって最善の方法であるかどうか十分な検討を行います。

学校給食センターについては、平成20年度から第1調理場の調理業務を民間委託としたところですが、第2調理場についても委託の時期について引き続き検討していきます。

3. 効率的な行財政運営

(1) 効率的な行財政運営の推進

行政組織については、新たな行政課題に柔軟に対応できる体制や、分野横断的な行政課題に対し、行政組織全体としての組織能力の発揮が求められています。

そこで、地方分権の進展に対応した自立性の高い自治体を目指し、行財政改革の推進とともに簡素で効率的な行政組織の構築に取り組みます。

(2) 職員の意識改革

職員については、各種研修事業を推進するとともに、職員の適正配置に努めてきましたが、業務内容が多様化、複雑化していることから、さらなる資質の向上や意識改革が求められています。研修機会の拡大や内容の充実を図り、企画提案力や実現能力の向上を図る必要があります。

そのため、職員の研修機会を拡充し、人材育成と能力開発に努め、マネジメント能力の向上や新たな行政課題の解決に向けた意識啓発を図ります。

(3) 広域行政の推進

広域行政については、周辺市町村との連携を図りながら、一部事務組合において上水道、し尿処理、消防などの事業を行っています。今後も、地方分権に対応

した個性的な地域づくりに向けて広域行政推進体制の強化と効率的な事業運営を進める必要があります。

そのため、周辺自治体との連携を強化し、広域的な課題への対応に努める一方、効率的な事業運営を要請し、経費削減につなげます。

4. 窓口サービスの充実

(1) 電子自治体の構築

インターネットは、市民生活に急速に浸透しつつあり、行政においてもインターネットをはじめとするITの利用は効率的な事務処理や迅速な市民サービスを提供するために不可欠となっています。

本市では、各分野において電子化による事務管理を段階的に推進してきており、戸籍の電子化など事務の効率化を図るうえで大きな成果をあげています。今後は、より質の高い行政サービスを提供するための電子自治体の構築が課題となっています。

そこで、電子自治体の構築に向けたITを生かした行政サービスの提供を図るとともに、市民の間における情報格差の解消に努めます。

(2) 総合窓口の研究

窓口サービスについては、住民票や印鑑登録証明書の交付ができる自動交付機の設置、また毎月最終日曜日の窓口の一部開庁や毎週火曜日の市税の納付及び納税相談に係る夜間窓口の開設などにより、市民へのサービスの向上に努めているところですが、一つの窓口で必要なサービスを受けることのできる総合窓口について、どのような形態が市民の利便性につながるか研究を進めます。

5. 市民と行政の協働の推進

(1) 協働の実践に向けた啓発の推進

市民ニーズが多様化、複雑化する中で市民の理解と協力のもとにまちづくりを進めていくことが不可欠となっています。本市ではこれまで、各種審議会や委員会などでの市民公募、懇談会の開催など、市政への市民参加の機会の充実に努めていますが、市政における市民参加の機会はまだ十分とはいえない状況です。

そのため、協働の実践に向け、双方向のコミュニケーションや学習などの機会を拡充するとともに、市政への市民参加を促進します。

(2) 協働の仕組みづくりと協働事業

市民と行政のパートナーシップを構築していくためには、協働を円滑に進めるための仕組みづくりが求められるとともに、まちづくり情報を共有することにより、市民と行政とのコミュニケーションを活発化する必要があります。

また、文化財の保護・継承や公園、道路の維持管理などをはじめとするさまざまな分野において、市民が力を合わせて環境の整備を主体的に行う協働型事業について検討していく必要があります。

そのため、協働のまちづくりの基本的なルールを定めるなど、協働の仕組みづくりと市民と行政との適切な役割分担を検討します。また、市が実施する事業において、さまざまな形で市民との協働事業を推進します。

6. 行財政改革プランの推進について

本市は、現在大変厳しい財政状況を迎えていますので、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立して、今後とも安定的に市民サービスを提供するためには、このプランを確実に推進していく必要があります。また、そのためには全庁が一丸となった取り組みが必要であり、さらには市民の皆さまや関係団体等のご理解とご協力が不可欠です。

そこで、このプランが確実に実行されているかどうかの進行管理を総務部企画課で担当し、八街市行財政改革推進本部が統括して、実施状況などを公表しながらこのプランの推進に努め、もって将来にわたり持続可能な行財政運営を目指します。

取組項目一覧

整理番号 大 中 小	取組項目	取組内容	目 標 額 等 (単位:千円)						担当
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	

【歳入】

1 市税等の確保

1	1	1	収納率の向上	・平成20年9月に「八街市市税等徴収対策本部」を設置し、併せて「市税等の徴収対策の強化に関する基本方針及び実施計画」を策定し、様々な手法を用いて徴収の強化を図っている。 ・同計画では平成23年度末の目標収納率を市税(現年課税分)では97.0%と設定。目標値については、各年度末に施策の実施状況等について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	実施	実施 (検討) 目標収納率 97.0%	実施	実施	実施 (検討)	納税課
---	---	---	--------	---	----	------------------------------	----	----	------------	-----

2 受益者負担の適正化

2	1	1	下水道使用料の改定	汚水処理費に対する使用料収入の割合である経費回収率が低いため、経費回収率の向上と経営状況の改善に資することを目的として下水道使用料の改定を行う。	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	185,000	下水道課
---	---	---	-----------	--	--------	--------	--------	--------	--------	---------	------

3 財産の有効活用

2	1	1	基金の運用	国債の購入などによる確実かつ効率的な運用を行う。	実施	実施	実施	実施	実施		財政課
---	---	---	-------	--------------------------	----	----	----	----	----	--	-----

4 その他

4	1	1	給食費収納率の向上	平成22年度より給食費収納業務が学校からセンターへ移行されたことにより一元化が図られ、業務自体は円滑に運営される事が見込まれるが、未納額が累積していることから、学校と一体となりきめ細かな未納対策を進め収納率向上を目指す。	実施	実施	実施	実施	実施		学校給食センター
---	---	---	-----------	--	----	----	----	----	----	--	----------

歳入項目数 合計	4	歳入 合計	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	185,000	
-------------	---	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--

【歳出】

1 人件費の見直し

1 給与等抑制及び適正化

1	1	1	常勤特別職等給与等の削減	条例に規定されている給料月額から次の率を削減する。24年度以降は財政状況により検討する。 ・市 長→ 7% ・副市長→ 5% ・教育長→ 4% (上記の削減はH23年度から。16年1月から給与の削減実施。)	1,561	2,081	検討	検討	検討	3,642	総務課
1	1	2	管理職手当の削減	条例に規定されている支給額月額から20%削減する。24年度以降は財政状況により検討する。 (H19年度から実施)	7,093	7,031	検討	検討	検討	14,124	企画課
1	1	3	一般職人件費の適正化	人事院勧告に沿った見直しを行い職員給与の適正化を図る。	実施	実施	実施	実施	実施		総務課
計					8,654	9,112	0	0	0	17,766	

2 事務経費等の見直し

2	1	1	企画費の節減	事務用消耗品費を節減する。	3	3	3	3	3	15	企画課
2	1	2	証明書用偽造防止用紙の印刷の見直し	証明書用偽造防止用紙の印刷の見直しを行う。	4	実施	実施	実施	実施	4	課税課
2	1	3	市民税課税事務内容の見直し	市県民税・軽自動車税・法人市民税の賦課に係る業務内容の見直しを行う。	2,126	実施	実施	実施	実施	2,126	課税課
2	1	4	資産税事務印刷製本費の節減	納税通知書発送用窓あき封筒、住所変更用シークレットシール等の発注にあたり、在庫確認、必要数量の予想を十分行い経費を節減する。	64	実施	実施	実施	実施	64	課税課

整理番号 大 中 小			取組項目	取組内容	目 標 額 等					(単位:千円)	担当
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
2	1	5	不動産鑑定業務の見直し	不動産鑑定業務委託において調査地点、契約方法等について検討する。	検討						課税課
2	1	6	公園分合筆加除修正業務の節減	分合筆の増減状況の推移をみながら、委託経費の節減を図る。	100	実施	実施	実施	実施	100	課税課
2	1	7	公用車管理費の節減	更新時期となった車両については、リースとし、管理費の経費を節減する。	実施	実施	実施	実施	実施		財政課
2	1	8	情報系LAN機器賃借料の削減	情報系システム賃借のリブレースにあたり、契約方法を今までの随意契約から一般競争入札に見直し経費を削減する。	実施						情報管理課
2	1	9	総合行政情報システム機器賃借料の削減	総合行政情報システム賃借のリブレースにあたり、今までの一者随意契約から調達方法を見直し経費を削減する。	検討	実施					情報管理課
2	1	10	財務会計システム賃借料の削減	財務会計システム賃借のリブレースにあたり、契約方法を今までの随意契約から調達方法を見直し経費を削減する。		検討	実施				情報管理課
2	1	11	住基ネットシステム賃借料及び保守経費の削減	住基ネットシステム賃借及び保守のリブレースにあたり、契約方法を入札として経費を削減する。			検討	実施			情報管理課
2	1	12	操法大会運営費の経費節減	消耗品費・食料費・修繕料において、単価、数量等を精査し節減する。	検討	50	20	50	20	140	防災課
2	1	13	出初式開催費の経費節減	消耗品費・食料費において、単価、数量等を精査し節減する。	検討	20	20	20	20	80	防災課
2	1	14	有害鳥獣駆除対策費の経費節減	消耗品費について節減を検討する。	検討	10	10	10	10	40	農政課
2	1	15	道路橋りょう総務費の経費節減	道路河川課所管の車両について、更新時期となったものについては、リースにするなど、車両等の管理費の経費節減に努める。その他事務的経費についても経費節減に努める。	106	実施	実施	実施	実施	106	道路河川課
2	1	16	下水道建設諸費の経費節減	消耗品費等の節減に努める。	63	63	63	63	63	315	下水道課
2	1	17	視聴覚教材目録印刷製本費の節減	視聴覚教材目録作成時(4年に1度)の印刷を自前で行うなど、経費を節減する。	—	—	174	—	—	174	視聴覚教材センター
計					2,466	146	290	146	116	3,164	

3 個別事業の見直し

1 補助金・負担金

3	1	1	東関東自動車道酒々井インターチェンジ設置促進期成同盟負担金の削減	酒々井インターチェンジ完成が平成24年度末に予定されており、完成までの経費を算定した上で40%削減する。(期成同盟事務局)	58	58	58	58	58	290	企画課
3	1	2	市町村総合事務組合負担金の見直し要望	消防団員公務災害補償及び退職報奨金支給事務負担金等の一部については、算定方法が消防団員の「定数」による算定となっているため、「実員数」により算定するよう要望する。	検討	検討	検討	検討	検討		防災課
3	1	3	「産業まつり」内容等の見直し	イベント内容の見直し、また出店料の徴収等を検討し、負担金を削減する。	検討	100	100	100	100	400	農政課
3	1	4	シルバー人材センター補助金の見直し	今後の経済状況を見ながら、検討する。	検討						商工課

整理番号			取組項目	取組内容	目 標 額 等 (単位:千円)						担当
大	中	小			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
3	1	5	商工会議所事業補助費の見直し	近隣市町村の状況を調査し、検討する。	検討						商工課
3	1	6	観光農業協会補助金の見直し	新規協会会員の勧誘に努め、会費の増収による補助金の見直しを実施する。	検討	10	20	20	20	70	商工課
3	1	7	資源回収実施奨励金の見直し	H21年度から資源回収組合分奨励金を廃止した。団体(子供会・PTA・自治組織等)への奨励金については、段階的な見直しを検討する。	235	検討	検討	検討	検討	235	環境課
3	1	8	土木総務費各種負担金の引き下げ要請	各協議会に負担金の額の引き下げについて、要請する。	3	実施	実施	実施	実施	3	道路河川課
3	1	9	社会教育総務費・団体補助金のありかた検討	補助対象団体の事業内容を精査し、補助金の支出額及び支出自体が相応しいか検討する。	検討						社会教育課
3	1	10	文化振興費・団体補助金のありかた検討	補助対象団体の事業内容を精査し、補助金の支出額及び支出自体が相応しいか検討する。	検討						社会教育課
3	1	11	青少年健全育成費・団体補助金のありかた検討	補助対象団体の事業内容を精査し、補助金の支出額及び支出自体が相応しいか検討する。	検討						社会教育課
計					296	168	178	178	178	998	

2 扶助費

3	2	1	障害者手帳交付診断料等助成費の内容検討	障害者手帳交付診断料等助成にかか る経費を削減できるか検討する。(現 行:診断書1件につき3,500円を限度に 助成)	検討	実施	実施	実施	実施		福祉課
3	2	2	はり、きゅう、マツ サージ等施設利用 助成費の内容検討	各登録施設の施術料金や近隣市町村 の実施状況を調査し、現行の助成額や 利用券の交付枚数について検討する。	検討	実施	実施	実施	実施		福祉課
3	2	3	火災警報器設置助 成費の廃止	H21年度まで、ひとり暮らし高齢者等へ の普及を目的に実施。 H22年度から廃止。	47	47	47	47	47	235	福祉課
3	2	4	長寿祝金支給事業 の内容検討	近隣市町村の実施状況を調査し、支給 内容について検討する。	検討						福祉課
計					47	47	47	47	47	235	

3 投資的経費

3	3	1	防犯灯設置事業費 の負担方法の検討	防犯灯の設置費の負担方法について 検討を行う。	検討						防災課
3	3	2	自動交付機増設等 の検討	サービスの向上及び窓口の混雑軽減 という視点から、自動交付機の増設(本 庁舎以外の公共施設など)やメ ニュー項目の追加(戸籍関係など)につ いて検討する。	検討						市民課
3	3	3	公共建設発生土整 備事業の経費削減	建設発生土の仮置き場として山田台地 区の置き場を使用し、新たに勢田地区 に埋立箇所を確保したため、今後、更 に経費削減を進める。	11,000	実施	実施	実施	実施	11,000	道路河川課
3	3	4	公共下水道汚水整 備事業の経費削減	現行より安価に施工できる材料及び工 法を研究・検討し、工事コストの削減を 図る。	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施		下水道課
3	3	5	公共下水道雨水整 備事業の経費削減	第三雨水幹線整備事業における推進 工法及びシールド工法について研究 し、工事コストの削減を図る。	検討	検討	検討・実施	実施	実施		下水道課

整理番号			取組項目	取組内容	目 標 額 等 (単位:千円)						担当
大	中	小			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
3	3	6	朝陽小学校改築事業の経費節減	・実施設計において、校舎の配置、規模、その他の付帯施設について見直す。 ・平面プランを詳細に検討し、面積を最小限に抑え工事費総額の減少を図る。 ・建物の工法、仕様、材料等を十分検討してコストダウンを図る。	検討	実施	実施	実施	実施		庶務課
3	3	7	八街中学校耐震補強事業の経費節減	・耐震補強については、コスト、工期等を十分検討し、適切な工法を選択する。 ・改修工事については、現況調査を行い、適切な工種について実施するようにする。 ・改修後の施設の有効活用を十分検討し整備を図る。	実施						庶務課
3	3	8	スポーツプラザ整備事業の経費節減	テニスコートの夜間照明設置工事及びテニスコート芝張替え工事について、より安価で効果的な手法を継続的に検討する。	検討・実施	検討・実施					スポーツプラザ
計					11,000	0	0	0	0	11,000	

4 その他

3	4	1	職員厚生費の内容検討	・職員組合への補助金などについて、今後のあり方を職員組合と検討する。 ・作業服の貸与について、その対象者などを検討する。	検討						総務課
3	4	2	男女共同参画推進事業の経費削減	意識啓発として毎年実施している講演会について、隔年での開催や他の講演会と組み合わせるなどの見直しを行う。また啓発紙による情報提供などの講演会開催に代わる啓発活動の検討により削減する。	238		238		238	714	企画課
3	4	3	国際交流関係事業の内容検討	中国潍坊市への訪中について、隔年での実施が可能か検討する。(H23年度は友好協力関係覚書締結10周年となるため訪中実施)		検討	検討	検討	検討		企画課
3	4	4	ふれあいバス利用促進による運行経費の減額	ふれあいバス運行協議会を開催し、利用者ニーズに合わせたダイヤ改正等の検討を行う。また、イベント等にふれあいバスの利用を促すなど、利用者増加による運賃収入の向上を図ることにより、運行経費の減額に努める。	検討	検討	検討	検討	検討		企画課
3	4	5	交通安全対策の内容、負担方法の検討	・学校等における交通安全教室の講師派遣依頼方法の見直し ・児童、生徒への腕章・ヘルメットの負担方法の検討。 ・交通災害共済の集団加入を義務教育児童生徒全員加入から任意加入とし、負担方法を検討する。	検討						防災課
3	4	6	防犯対策の負担方法の検討	防犯灯の電気料、修繕費の負担方法について検討を行う。	検討						防災課
3	4	7	避難場所整備事業費の削減	備蓄する防災用資機材等の選定において、同程度の性能でより安価な製品に見直す等により総事業費を削減する。	検討	実施	実施	実施	実施		防災課
3	4	8	市営住宅の維持管理	公営住宅再生マスタープランの策定を行う。市営住宅の集約化を図るため、住宅の建て替え及び改修方法を検討する。				検討	実施		都市計画課
3	4	9	自転車駐車場管理運営	・自転車駐車場のラック番号指定の廃止。 ・第1駐車場にも防犯カメラを設置し安心安全な駐車場運営を行い利用率向上を図る。 ・条例改正により第1、第5駐車場違反自転車等を即日撤去し収容自転車の確保を図る。	実施	実施	実施	実施	実施		都市整備課
3	4	10	下水道施設の長寿命化の実施	・今後の下水道施設の管理に関する基本的な考え方の整理を行い、幹線の管路調査を実施し、長寿命化を実施すべき施設、または耐震化を実施すべき施設を区分する。 ・長寿命化計画を策定し、長寿命化の必要性及びその優先順位について明確にし、優先度の高い施設から管更生等を実施する。	検討	検討	検討	計画策定	実施		下水道課

整理番号			取組項目	取組内容	目 標 額 等 (単位:千円)						担当
大	中	小			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
3	4	11	議員研修の見直し	常任委員会等の行政視察研修について毎年実施から、隔年実施とする。また、議会だより編集委員会の行政視察を廃止する。	1,137	299	1,137	299	1,137	4,009	議会事務局
3	4	12	農業委員選挙区の見直し	農家戸数及び農地面積の減少により、地域によって格差が生じていることから、選挙区の見直しを検討する。(H26.7 委員改選)				検討	実施		農業委員会
3	4	13	青少年相談員支給物品の見直し	青少年相談員の委嘱替え時に支給するユニフォームを見直し、経費を節減する。(上下ユニフォーム及び半袖ポロシャツを廃止し、プレーカーシャツに変更)	707	—	—	707	—	1,414	社会教育課
計					2,082	299	1,375	1,006	1,375	6,137	

4 公共施設の運営・管理体制の見直し

4	1	1	福祉作業所	新体系への移行及び指定管理者制度導入に向けた検討を行う。	検討	実施					福祉課
4	1	2	保育園	公立保育所の廃止・民営化条例の差し止めや無効確認請求・執行停止の訴えを起こすことが可能との最高裁での判断(H21.11.26)が示されたほか、国においては新たな保育制度(幼保一元化など)が検討されていることから、これらを踏まえながら検討する。			検討	検討	検討		児童家庭家
4	1	3	クリーンセンター	焼却施設の延命化を図るため、運転管理だけでなく、ユーティリティ管理や補修などを含めた中長期的な包括委託に向けた作業を進める。	検討	検討	検討	実施	実施		クリーンセンター
4	1	4	学校給食センター第2調理場調理業務	第2調理場の調理業務を委託することによって、経費の増加につながる可能性があることから、委託時期については引き続き検討する。	検討	検討	検討	検討	検討		学校給食センター
計					0	0	0	0	0	0	

歳出項目数 合計	60	歳出 合計	24,545	9,772	1,890	1,377	1,716	39,300	
-------------	----	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--

全項目数 合計	64	歳入・歳出合計	61,545	46,772	38,890	38,377	38,716	224,300	
------------	----	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--

※取組内容によっては、効果を金額(目標額)で表せない項目があります。